

焼津市農業委員会だより 第14号

令和6年9月 焼津市農業委員会発行

新農業委員会委員・新農地利用最適化推進委員のご紹介

新たに焼津市農業委員会委員（以下「農業委員」といいます。）及び焼津市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）が任命（委嘱）されました。

各委員は、農業のエキスパートとして、定められた職務の遂行を通じ焼津市の農業の維持発展に貢献してまいります。任期は、いずれも令和6年3月22日～令和9年3月21日です。

【 新農業委員会委員 】



○氏名と担当地区（敬称略）

〈後列左から〉有谷歳幸（豊田）・山下早苗（相川）・西尾雅志（相川）・杉本芳郎（静浜）・松村輝夫（東益津）・内田 宏（吉永・中立委員）・鶴橋俊次（豊田）・梅原利浩（焼津）・吉田とり（小川） 〈前列左から〉横山文哉（静浜）・河合英夫（東益津）・増田龍治（大富）・石田芳雄（大富、職務代理者）・村松 章（和田、会長）・藁科光生（焼津、職務代理者）・村松達雄（大富）・村松正二（吉永） 〈右上丸枠左から〉深津三郎（小川）・桜井亮平（和田）

【 新農地利用最適化推進委員 】



○氏名と担当地区（敬称略）

〈後列左から〉川村和徳（相川）・山田 衛（吉永）・伊藤光男（東益津）・美澤昭二（東益津）・鈴木重明（和田） 〈前列左から〉甲賀喜晴（焼津豊田小川）・野田 脩（大富）・池谷富士雄（大富）・水野光一郎（東益津）・増田正春（大富） 〈右上丸枠〉田中徳秀（静浜）

農業委員会会長あいさつ

このたび、農業委員会会長となりました村松章と申します。

農業委員会業務が円滑に滞りなく進められますよう尽力してまいりますので、農業者の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足等による農業者の急速な減少、地球規模での気候変動、国際情勢の不安定化などに起因する食糧需給の変動、肥料や資機材の高騰など、農業者にとっては非常に厳しい状況となっています。

一方で、国民に対する食料の安定供給については、国レベルでの懸念材料となっており、農地その他の農業資源や農業の担い手を確保し、農業の持続的な発展を図っていくことの重要性が叫ばれております。

私たち農業者は、こうした大変厳しい状況の中ではありますが、国民の食生活を支えているということに誇りとやりがいを感じつつ、日々の農作業に取り組み、農業を守っていかねばなりません。

このような中、農業委員及び農地利用最適化推進委員、合わせて30名が新たに任命（委嘱）されました。農業委員会としては、農地法など法令に定められた事項の処理が本来の職務となりますが、同時に焼津市の農業者の代表であるという気持ちも持ち、将来に渡り焼津市の農業が持続可能であり続けるよう農業者の皆さんとともに歩んでまいります。



農業委員・推進委員の職務

農業委員は、農地法ほか法令に定められた事項、主として農地法第3条から第5条に定められた農地の所有権等権利の移動、市街化調整区域内の農地を農地以外の土地の形態に転用する（農地転用）ための許可申請等について、農業委員会総会において審議を行います。

推進委員は、農業委員会総会における議決権はありませんが、意見を述べることでため、農業委員と共に農業委員会総会へ出席しています。



また、農業委員、推進委員とも、農地パトロールの実施、日々の農地の見回り活動や農地の集積、集約、耕作放棄地の発見、解消などの相談等業務も担っています。

農業委員会からのお知らせ

◎ 農地転用について

農地を農地以外の土地の形態に変えたい（農地転用）ときは、農地法に基づく許可申請又は届出が必要です。

市街化区域内の農地は、届出だけで農地転用が可能です。

市街化調整区域内の農地は、農地法や農業振興地域の整備に関する法律により、農地転用は制限されています。対象となる農地の法律的な位置づけ、周囲の状況などにより、許可できる場合、できない場合がありますので、あらかじめ農業委員会事務局へご相談ください。

許可を受けずに無断で農地以外の形態へ変更した場合、農地法により罰せられることがあります。

【問合せ・申請先】

焼津市農業委員会事務局 電話 054 (626) 2159



◎ 耕作できなくなったとき

所有している農地を耕作（管理）できなくなったら、他人に貸すことをご検討ください。

焼津市では、農地の貸借について相談できる窓口を JA おおいがわ大富支店内に設けています。農地を耕作（管理）せず放置しますと、すぐ雑草が生えるばかりか、ごみを捨てられたり、小動物が住み着いたりして、近隣の住環境に悪影響を与え迷惑をかけることとなります。また、木が生えて成長すると、復旧するのに草刈だけでは手に負えなくなり重機が必要になるなど、余計な出費につながる場合もあります。

耕作できなくなったら、放置せず早めにご相談ください。

【問合せ・申請先】

やいづ農業支援センター JA おおいがわ大富支店内 電話 054 (624) 8989

焼津市経済部農政課農業振興担当 電話 054 (626) 2157

◎ 相続登記が義務化されました。（令和6年4月1日から）

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務となりました。正当な理由がないのに相続登記を申請しない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。また、令和6年4月1日より前に相続で取得した不動産も、相続登記がされていないものは義務化の対象となります。（3年間の猶予期間があります。）

相続登記が完了したら農業委員会事務局へも届出をお願いします。

【相続登記の手続きに関する問合せ・申請先】

藤枝市青木一丁目4番1号

静岡地方法務局藤枝支局 054 (641) 1158

◎ 相続した土地の国庫帰属制度が設けられました。(令和5年4月27日から)

相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、土地を手放して国に帰属させる制度が創設されました。

ただし、建物・工作物があったり、通路、危険なガケ、境界が不明、担保権などの権利設定があるなどの土地は対象外となります。また、手続きには費用がかかります。

【制度及び手続きに関する問合せ・申請先】

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
静岡地方法務局 不動産登記部門 054(254)3555

◎ ご存じですか？農業者年金

農業者年金は、農業に従事する方なら広く加入できる、少子高齢化時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。39歳までに加入するなどの条件を満たすと保険料の一部について国の補助が受けられる大変有利な制度もありますので、ぜひご加入をご検討ください。

【問合せ先・申請先】

最寄りのJA おおいがわ
焼津市農業委員会事務局 電話 054(626)2159

◎ 道路を土で汚さないようにお願いします。

農業機械のタイヤなどに土がついたまま道路を走行して、道路に土を落とさないように注意をお願いします。落とした土の塊が原因でケガ、事故が発生した場合、責任が問われる可能性があります。地域の道路環境の維持にご協力をお願いします。

◎ 農業・地域支援サービス事業体が創設されました。(草刈りの委託など)

ドローンによる農薬散布やラジコンによる草刈りなど農作業の受託を行う「農業・地域支援サービス事業体」(有めぐみ自動車販売)が、6月1日より運用を開始しました。農作業の分業化により、農業者の負担が軽減されるとともに、耕作放棄地の解消につながることを期待されます。

【問合せ・申請先】

有めぐみ自動車販売 電話 054(639)6661
焼津市経済部農政課農業振興担当 電話 054(626)2157



【問合せ先】 焼津市農業委員会事務局
電話 054(626)2159